

◎水道料金・加入金(令和3年10月1日～)

(税抜)

用途別	区分	水 量	料 金		料 金 算 定
			基本料金(1戸1ヶ月につき)	超過料金(1m ³ につき)	
専 家 用 庭 栓 用		0～5 m ³	900 円	— 円	水道料金は基本料金、超過料金及び量水器使用料金との合計額に消費税及び地方消費税の税率(10%)を乗じて得た金額とする。 この場合10円未満の端数が生じた時はその端数金額を5円未満は切り捨て、5円以上は5円とする。
		6～10	1,200	225	
営 業 用(口径20mm以上)		0～10	1,200	235	
官 公 署 用		0～10	1,200	225	
共 用 栓 家 庭 用		0～10	940	225	
一 時 用		0～10	5,000	605	
分 水 料		1 m ³ につき 225 円			

◎量水器使用料 (1個1ヶ月)

(単位 : 円)

口径別	13mm以下	20mm以下	25mm以下	30mm以下	40mm以下	50mm以下	75mm以下	100mm以下	125mm以下
使用料	50	70	90	180	270	500	750	1,000	1,250

◎水道加入金

(単位 : 円)

口径		13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm以上
加 入 金	金額	60,000	120,000	240,000	480,000	800,000	1,600,000	3,000,000	市長が別に定める額
	消費税	6,000	12,000	24,000	48,000	80,000	160,000	300,000	
	合計	66,000	132,000	264,000	528,000	880,000	1,760,000	3,300,000	

◎手数料

(単位 : 円)

区分	金額
新 設	1,000
改 造	500
工 事 一 時 用	1,000

(単位 : 円)

区分	金額
開 始	100
中 止	100